

ヒューマンデザインジャパン主催講座受講規約

2021年5月9日制定

この規約は、合同会社ヒューマンデザインジャパン（以下「弊社」といいます。）が主催する講座（以下「本講座」といいます。）を受講する者（以下「受講者」といいます。）と弊社との間の法的な関係を「ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約」とともに定めるものです。また、この規約は、本講座の受講を申し込む者（以下「受講申込者」といいます。）と弊社との間の法的な関係についても定めるものです。

第1条（定義）

この規約において、次の表の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

受講契約	この規約の各条項（前文及び第2条を除きます。）を内容とする本講座を受講することについての受講者と弊社との間の契約
一括払い	受講契約に定める受講料の支払回数が1回であること
分割払い	受講契約に定める受講料の支払回数が2回以上であること

第2条（受講申込み等）

- 受講申込者は、本講座の受講を弊社に申し込む場合、原則として弊社のウェブサイトの申込フォームから申込みを行うものとします。
- 受講申込者と弊社の間では、前項の申込みその他受講者による本講座の受講の申込みを弊社が承諾した時点で、受講契約が成立するものとします。
- 受講契約では、次の事項を定めるものとします。
 - 本講座の種類、日程及び受講手段
 - 本講座の受講場所（受講手段がインターネット経由のものである場合を除く。）
 - 受講料の金額、支払回数及び支払期日
- 受講申込者が弊社のウェブサイトの申込フォームから申込みを行ったことを弊社が承諾して受講契約が成立した場合、受講契約において前項各号の事項については、当該ウェブサイトに記載のとおり定めたものとします。
- 受講申込者が未成年である場合には、受講申込者は、本講座の受講を申し込む際に、親権者の同意書を弊社に提出しなければなりません。

第3条（本講座の受講）

- 弊社は、受講契約で定める種類の本講座を受講契約で定める日程で開講し、受講者はこれを受講することができるものとします。
- 受講者は、受講契約に定める受講手段により、本講座を受講するものとします。
- 受講者は、受講手段がインターネット経由のものである場合を除き、受講契約で定める受講場所で本講座を受講するものとします。
- 弊社は、本講座の受講に必要なテキストとして弊社が指定するもの（以下「本講座のテキスト」といいます。）を、受講者に送付又は交付するものとします。

第4条（受講登録）

- 一括払いの場合、受講料の全額が支払われることにより、受講者の受講登録が完了するものとします。
- 分割払いの場合、第1回目の支払期日に支払うべき受講料の全額が支払われることにより、受講者の受講登録が完了するものとします。
- 受講者は、前項の規定にかかわらず、受講登録が完了するまでの間、本講座を受講することはできず、また、本講座のテキストの送付又は交付を受けることはできません。

第5条（受講料）

1. 受講者は、受講契約に定める金額の受講料を、受講契約に定める支払期日までに弊社に支払わなければなりません。
2. 分割払いの場合において受講者による受講料の支払いが滞り、弊社から20日以上の相当な期間を定めて未払いの受講料の支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間に支払わなかったときは、前項の規定にかかわらず、受講者は直ちに受講料の残額の全てを弊社に支払わなければなりません。

第6条（支払方法）

1. 受講料その他受講契約に基づき受講者が弊社に支払うべき金銭は、弊社が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
2. 受講者は、分割払いの場合、第2回目以降の支払期日に支払うべき受講料については、定額自動送金サービスを利用して前項の振込みを行うものとします。
3. 受講料その他受講契約に基づき受講者が弊社に支払うべき金銭の支払いにおいて、振込手数料、定額自動送金サービスの利用手数料その他支払いに要する費用は、受講者が負担するものとします。
4. 受講料の返金その他受講契約に基づき弊社が受講者に支払うべき金銭の支払いについては、支払いの方法及び期日について受講者と弊社が協議を行い、その協議に従って支払いがなされるものとします。

第7条（本講座の変更・中止）

1. 弊社は、本講座の内容を、本講座全体を最適に運営するために一部変更することができるものとします。
2. 弊社は、講師や会場の都合、悪天候、災害、交通規制その他やむを得ない事由がある場合には、本講座の日程、受講方法又は受講場所を変更することができるものとします。
3. 弊社は、開催最低人数に達しない場合、本講座の全部又は一部の開催を中止することができるものとします。
4. 弊社は、悪天候、災害、交通規制その他やむを得ない事由がある場合には、講座の全部又は一部の開催を中止することができるものとします。
5. 本講座の全部又は一部の開催が中止された場合、弊社は、中止した本講座に相当する額の受講料を返金するものとします。
6. 弊社が第1項又は第2項の規定により本講座の日程、受講方法若しくは受講場所を変更した場合又は第3項又は第4項の規定により本講座の開催を中止した場合、弊社は受講者に生じた交通費、旅費（航空料金を含みます。）及び宿泊費並びにこれらのキャンセルに必要な諸費用については補償することを要しないものとします。

第8条（受講者によるキャンセル）

1. 次のいずれにも該当する場合には、受講者による本講座の受講はキャンセルされるものとします。この場合において、受講者は、弊社にキャンセル手数料として、受講契約に定める受講料の金額の10%の金額を支払わなければなりません。
 - (1) 受講者が弊社に対して本講座の受講をキャンセルする旨を郵送又は電子メールで通知すること
 - (2) 本講座の開講の予定日の31日前までに前号の通知がなされること
 - (3) 第1号の通知の時点で、弊社が受講者に対して本講座のテキストをいまだ発送又は交付していないこと
2. 受講者は、弊社が本講座のテキストを発送若しくは交付した場合又は本講座が開講済み若しくは30日以内に本講座が開講される場合には、本講座の受講をキャンセルすることはできず、本講座を受講しない場合でも受講料の全額を弊社に支払わなければなりません。

3. 第1項の規定により受講がキャンセルされた場合において、受講料として既に弊社に支払われた金額が第1項のキャンセル手数料を超える場合には、弊社は、これらの差額を返金するものとします。
4. 第1項の規定により受講がキャンセルされた場合において、受講料として既に弊社に支払われた金額が、第1項のキャンセル手数料に満たない場合には、受講者は、第1項のキャンセル手数料から受講料として既に弊社に支払われた金額を差し引いた金額を直ちに支払うものとします。
5. 第1項の規定により受講がキャンセルされた場合、受講者は本講座を受講することができず、また、本講座のテキストの送付又は交付を受けることができません。

第9条（受講者による契約解除）

受講者は、分割払いの場合であって、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品等又は提供された役務等が見本・カタログ等と相違しているときは、受講契約を解除することができるものとします。

第10条（ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約の適用）

受講者は、本講座の受講にあたって、弊社が別途定める「ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約」(<https://humanjp.com/wp-content/uploads/hdjts.pdf>) が適用されることについて同意します。

第11条（受講にあたっての同意・承諾）

1. 受講者は、本講座の受講にあたって、次の事項について同意及び承諾するものとします。
 - (1) 弊社は、本講座を録音、録画その他の方法により記録することがあること。
 - (2) 弊社は、前号の録音、録画その他の記録を、次の用途その他の用途に利用することができるものとすること。
 - イ 過去に行われた講座の記録としての保存
 - ロ 弊社の内部における検討
 - ハ オンラインで本講座を受講する者への配信
 - (3) 第1号の録音、録画その他の記録は一般公開される場合があり、この場合に公開される録画について、複数の受講者を映している場面においては、受講者の顔が映る場合があること。
 - (4) 分割払いの場合であって弊社が割賦販売法第4条第1項の書面を交付しなければならないときは、弊社が当該書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を同法第4条の2に定める電磁的方法により提供すること。
2. 前項の同意及び承諾は、受講契約が解除された場合でも引き続き効力を有するものとします。

第12条（受講等の拒否）

1. 弊社は、受講者による受講料の支払いが遅滞した場合には、未払いの受講料及びこれに対する遅延損害金の全額が支払われるまでの間、受講者による本講座の受講を拒否することができるものとし、受講者に対して本講座のテキストを送付及び交付しないようにすることができるものとします。
2. 受講者が受講契約に違反した場合（前項に規定する場合を除く。）又は受講者が「ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約」に定める秘密保持等契約若しくは「ヒューマンデザインジャパン登録者規約」に定める登録契約に違反した場合には、弊社は、受講者による本講座の受講を拒否することができるものとし、受講者に対して本講座のテキストを送付及び交付しないようにすることができるものとします。この場合において、本講座の受講料は減額されず弊社は受講料の全額の支払いを引き続き請求でき、受領済みの受講料の全部又は一部の返金を要しないものとします。

3. 弊社は、前 2 項に規定する場合以外の場合であって受講者による本講座の受講が不適切と判断する場合には、受講者による本講座の受講を拒否することができるものとし、受講者に対して本講座のテキストを送付及び交付しないようすることができるものとします。この場合において、弊社は受講料の全額を受講者に返金するものとします。

第 13 条（損害賠償）

1. 受講者がこの規約又は受講契約に違反した場合には、弊社が当該違反によって被った損害を直ちに賠償するものとします。
2. 受講者は、前項の賠償を行う場合には、弊社が当該賠償を請求するために要した費用（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を、当該賠償に係る賠償金と併せて弊社に支払うものとします。
3. 受講料又はキャンセル手数料の支払義務その他この規約又は受講契約に基づく受講者の弊社に対する金銭債務の不履行に係る損害賠償の額は、年 14.6% の利率によって定めるものとします。
4. 分割払いの場合であって受講者が弊社に支払うべき受講料の支払いが遅れたことによる遅延損害金の額は、前各項の規定にかかわらず、残額に対し法定利率を乗じた額を上限とします。

第 14 条（効力）

受講者と弊社が合意によりこの規約又は受講契約の特則を定めた場合は、当該特則の定めがこの規約又は受講契約に優先するものとします。

第 15 条（変更）

弊社は、民法第 548 条の 4 第 1 項各号の場合には、変更の効力発生時期を定めた上で、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに当該効力発生時期を弊社のウェブサイトに掲載して周知することにより、この規約を変更することができるものとします。この場合、既に締結された受講契約も、変更後の規約に定める内容に変更されるものとします。

第 16 条（準拠法・管轄）

1. この規約及び受講契約並びにこれらに係る法律行為については、日本法を準拠法とします。
2. この規約及び受講契約に関する調停、訴えその他一切の紛争は、東京地方裁判所を調停及び第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、弊社を当事者としない紛争について、弊社以外の当事者が管轄裁判所について別段の合意をしたときは、当該紛争の管轄裁判所については当該合意によるものとします。